

府中市サッカーリーグ
府中市壮年サッカーリーグ(0-40 / 0-50)
令和2年度 実施要項

大会名称 府中市サッカーリーグ・府中市壮年サッカーリーグ(0-40 / 0-50)
主 催 府中市サッカー連盟
会 場 府中市郷土の森サッカー場、府中市是政運動広場、朝日サッカー場

参加資格

- (1) 一般の部
 - ① 府中市に在住、在勤及び在学している者で、16歳以上で構成されたチーム。
 - ② 連盟で認めたチーム及び選手
 - ③ チーム代表者は、20歳以上の者とする。
- (2) 壮年(OVER-40)の部
 - ① 府中市に在住、在勤している者で、40歳以上で構成されたチーム
 - ② 連盟で認めたチーム及び選手
- (3) 壮年(OVER-50)の部
 - ① 府中市に在住、在勤している者で、50歳以上で構成されたチーム
 - ② 連盟で認めたチーム及び選手
- (4) 上記(1)～(3)の規定のほか、次の各号に該当するチーム及び選手は参加を制限する。
 - ① 地域リーグ(社会人・大学リーグ)より上部リーグに登録している選手
 - ② 連盟に出場を停止されている選手とチーム
- (5) 登録選手の年齢起算日は、当該年度3月31日付によるものとする。
- (6) チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。

競技方法及び規則

- (1) 試合方法は、**一般(1・2部)および壮年(OVER-40、OVER-50)と部門別にリーグ戦方式とする。ただし、参加チーム数により複数ブロックによるリーグ戦ののち順位決定戦を行う場合がある。**
- (2) 試合時間は、60分(インターバル10分)とする。ただし、壮年(OVER-50)については、50分(インターバル10分)とする。
- (3) 試合中の選手交替は、当日登録の選手の中から1部及び2部については、随時8人とし、3部及び壮年(OVER-40、OVER-50)については、随時11人とする。尚、壮年(OVER-40、OVER-50)については、交替して退いた選手の再出場を認める。ただし、選手は前後半それぞれ1回の出場に限る。
- (4) 試合成立人数は、試合開始時に7人以上とし、11人に満たない場合は交替選手の中から随時追加出場できる。ただし、追加出場した選手は、交替選手の数に含まれる。
- (5) 試合中に退場処分を受けた選手は、次の1試合には出場できないものとし、その後の処分については、府中市サッカー連盟(以下「連盟」という。)の審議のうえに決定する。
- (6) この条の規定のほかは、当該年度の(公財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。

参加人数

- (1) 参加人数は、1チーム35人以内とする。ただし、35人に達していないチームにおいて追加を認め、当該年度の5月1日以降は、随時登録変更を認める。
- (2) 代表者、連絡員(正・副)、監督についても、選手登録票の選手欄への記入に限り参加を認める。
- (3) 前項の規定に基づき選手の追加及び変更をしようとするときは、2週間前までに、所定の手続きをもってリーグ事務局の承認を得なければならない。

順位決定

- (1) リーグ戦の勝ち点は、次のとおりとする。
【勝ち】3点 【引き分け】1点
【負け】0点 【不戦敗】-1点又は-3点 (不戦敗における点数は「0対4」)
- (2) 各部の副運営委員長【日程担当】までに試合当日2週間前までに、**試合ができない旨の**申し出があった場合、勝点-1点はつけないものとする。また試合当日における不戦敗は勝点-3点とする。
- (3) 順位の決定は、総合勝点により決定する。同点の場合は、①得失点差 ②総得点 ③該当チームの対戦間の勝者の順で決定する。
- (4) 上記(3)で、対戦間同士が引き分けで、優勝並びにリーグ昇格及び降格に係わる場合は、決定戦を行うこととする。
- (5) 上位リーグへの昇格及び降格は、1部8位チームと2部3位チーム、1部9位チームと2部2位チームとの間で入替戦を行い、**1部10位から13位の4チームと2部1位チームは自動入替えとする。**
- (6) **リーグ戦ののち順位決定戦を行う場合、当該年度のリーグ参加チームが確定後、その参加チーム数により試合形式を決定し、開幕時に事前に発表する。**

注意事項及び審判・当番業務

- (1) リーグ戦に関する注意事項は、次のとおりとする。
 - ① 第1試合の両チームは、試合開始30分前までにライン引き、本部設営等、試合が開始できるよう準備を行う。
 - ② 試合開始20分前にメンバー表を、承認済み選手登録票とともに提出する。
 - ③ 試合開始5分前までに、試合の準備を済ませ、審判のチェックを受ける。
 - ④ 各チームは、ユニフォームを正副2着用し、背番号をつける。
 - ⑤ 試合に出場するときは、必ず“すね当て”を着用する。
 - ⑥ 各チームは、試合に使用する検定球を用意する。
 - ⑦ 各チームは、審判員を必ず登録し、試合には審判服を着用する。
 - ⑧ 審判は、試合開始30分前までにグラウンドに集合して準備を済ませ、本部にその旨報告する。
 - ⑨ 審判は、試合において警告・退場がおきた場合、審判報告書を提出する。
 - ⑩ 競技場へのオートバイの乗り入れは禁止とする。
 - ⑪ チームのゴミは各チームにおいて責任をもって処理する。
 - ⑫ **東京都の受動喫煙防止条例の制定に伴い、郷土の森屋内外体育施設(郷土の森サッカー場・是政運動広場を含む河川敷内)では全場内禁煙とする。**
 - ⑬ 最終試合の両チームは、試合終了後グラウンド整備および設営した用具の片付けを行う。
 - ⑭ グラウンドの状態により試合の日程が変更になる場合がある。

- (2) 前項⑭の規定について、試合前日までの天候により、予めリーグ事務局から開催延期等の連絡がない限り、第1試合の両チーム及び審判団は必ずグラウンドに集合し、当日担当の当番に開催か否かの決定を確認するものとする。また当番は、第2試合以降の該当チームに延期の場合のみ連絡を行うものとする。
- (3) 当番の業務は、次のとおりとする。(別に定める「当番の役割について」参照。)
- ① 担当当日は、サッカー連盟の会場責任者として対処する。
 - ② 担当当日は、当該年度リーグ実施要項とチーム役員名簿、日程表を必ず携行する。
 - ③ 試合会場で、試合の開催か延期かの決定を行い、所定の対応をする。
 - ④ 担当の試合において本部を務め、試合進行を補佐する。
 - ⑤ 担当試合及びその周辺での出来事に配慮し、発生した事象についてはすべてを報告書に記入・報告すること。報告は各担当において行い、必要に応じその後の当番へも引き継ぎ報告する。

罰則及び失格

- (1) 次の各号のいずれかに該当するチームは、原則として、罰則又は失格を負うものとする。罰則等の最終判断は、リーグ規律委員会にて決定するものとする。
- ① 試合開始時間に出場選手が6人以下のチーム
 - ② 未登録の選手が試合に出場したチーム
 - ③ メンバー表を未提出のチーム
 - ④ 選手登録票を不携帯のチーム
 - ⑤ 審判を怠ったチーム
 - ⑥ 当番を怠ったチーム
- (2) 前項①から④に該当したチームは、その試合は当日における不戦敗とし、0対4で負け、勝点-3点とする。
- (3) 上記(1)⑤及び⑥に該当したチーム並びに上記(2)の不戦敗を2回行ったチームは、それ以後の試合はできるが**当該年度の全試合の勝点は没収とする。**

その他

- (1) 1部、壮年0-40、同0-50の各リーグの優勝チームは、2月開催の三多摩大会への出場権を有する。
また、その他の各大会における代表決定方法は、各大会要項等により連盟が別に定めることとする。
- (2) 各チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に参加して大会に参加する。万一の事故・ケガについては、各チームで責任をもって対処し、当連盟では一切の責任を負わない。
- (3) 本実施要項に関し、必要な事項は、連盟が別に定めることができる。

【令和2年3月一部改正】

リーグ実施要項の補足事項

*R2 年度 一部改正

1. リーグ編成・試合方法について → cf. リーグ実施要項 競技方法と規則 (1) および順位決定 (6)

(1) 前年 2019 年度の結果をうけ、令和 2 年度は以下の通りリーグを編成する。

*【2019 年度】1 部・・・全チーム 1 部残留

【 〃 〃 】2 部・・・上位 3 チームは 1 部自動昇格、下位の 3 部への降格はなし

【 〃 〃 】3 部・・・全チーム 2 部に昇格 (*3 部は廃止)

(2) 一般 1 部については、2 ラウンド制とし、1st ラウンドは 2 ブロックによる総当たりのリーグ戦を行い、2nd ラウンドは各ブロック上位 4 チーム同士と残りの下位チーム同士とに分かれて順位決定戦を行う。

・ 2nd ラウンド上位リーグ・・・1st ラウンドで対戦済みのチームとの再戦はなし

・ 〃 〃 下位リーグ・・・全チームによる総当たりのリーグ戦

*勝点他チーム成績は、2 ラウンド全試合の成績を合計し、上位リーグにて 1～8 位、下位リーグにて 9～13 位を決定する。

(3) 一般 1 部における 1st ラウンドのブロックは、リーグ事務局による責任抽選とする。

(4) 一般 2 部および壮年 (0-40, 0-50) については、総当りによるリーグ戦とする。

2. ユニフォームについて → cf. リーグ実施要項 注意事項及び審判・当番業務 (1) ④、⑤

(1) ユニフォームの色は、シャツの主たる色は、黒・紺系統は認めない。ただし、パンツおよびソックスのいずれかは黒・紺系統を認めるものとする。

例 : オレンジー黒ーオレンジ 【OK】 オレンジー黒ー黒 【NG】

黒ー白ー白 【NG】 --

(2) 試合に出場する際には、安全で見苦しくない着用とする。

ストッキング (ソックス) は、すね当てを完全に覆い、膝のところまで上げて着用しなければならない。

(3) アンダーシャツを着用する場合は、その袖の色はシャツの袖の主たる色と同色のものに限り認める。最終決定は、当該試合の主審の判断による。

(4) アンダーショーツやタイツを着用する場合は、アンダーシャツと同様。

(5) ユニフォーム (シャツ、パンツ、ソックス) は、正副 2 着登録したものを試合当日に必ず用意し、シャツには背番号をつける。

(6) ゴールキーパーについては、特にユニフォーム登録を行わないが、試合においてフィールドプレイヤーと異なる色のユニフォームを正副 2 着用意すること。

(7) ユニフォームをチームで統一するにあたり、メーカー等の都合で困難な場合は、極力同じもの (特に、主たる色、背番号の形態及び色) を用意し、連盟事務局の確認を取ること。

(8) 試合における背番号は、試合当日の登録において、「一番号に一選手」とします。ただし、ゴールキーパーについては、この限りでない。(ゴールキーパーの選手交替のこと)

3. 審判員について → cf. リーグ実施要項 注意事項及び審判・当番業務 (1) ⑦、⑧、⑨

(1) 審判員は、必ず審判服 (シャツ、パンツ、ソックス) を着用し、シャツをパンツから出したり、ソックスをおろしたりせず、きちんと着用すること。

(2) 審判服 (シャツ、パンツ、ソックス) の色は、その主たる色は、黒でなければならない。

- (3) 試合開始の30分前には、準備しておくこと。
- (4) 審判で使用する備品（ホイッスル、時計、フラッグ、カード等）は、各チーム（各自）で用意すること。
- (5) 審判不履行のチームについては、リーグ実施要項違反として処分する。

4. 試合球について → cf. リーグ実施要項 注意事項及び審判・当番業務 (1) ⑥

- (1) 当該試合の両チームは、必ず検定球を持ち寄ること。試合球は2つ必要（本球と予備球）。
- (2) 変形、膨張、弾みが悪い等のボールは試合球には相応しくありません。新品でなくても良いが、試合に適正なボールを試合球として用意すること。

5. 当番を行うにあたり → cf. リーグ実施要項 注意事項及び審判・当番業務 (2)

- (1) 担当試合にあたり、リーグ日程表、チーム役員名簿など、運営上必要なファイルを忘れずに携行し運営にあたる。
- (2) 試合後は、所定の手続きにより必ず2日以内に試合結果を報告する。
- (3) 各試合におけるメンバー表および個人成績報告書については、リーグ終了までチームにて保管する。
- (4) 天候等により当日不戦を決定した場合、
 - ① リーグ事務局に報告し、不戦にする試合を確認する。
 - ② 不戦に該当するチームへの連絡を行い、その結果を再度リーグ事務局へ報告する。

以 上